

令和7年度野田市まめバスチョロQ販売に係る仕様書

(趣旨)

この仕様書は、市制施行75周年を記念し製作した、まめバスチョロQの一般販売に關し必要な事項を定める。

(販売資格等)

- 1 まめバスチョロQを販売することができる者は、市内に事業所又は販売店を有する者及びその他これに類する者のうち市が認める者（以下「販売者」という。）とする。
- 2 販売者は、別に定める申込書を市に提出し、まめバスチョロQを購入しなければならない。また、市は申込書に基づき販売者にまめバスチョロQを売払うものとする。
- 3 まめバスチョロQの販売価格は1個当たり1,000円（消費税含む）とする。
- 4 販売者への販売手数料は1個当たり200円（消費税含む）とする。なお、市は販売者に対し売払った個数分の手数料を支払うものとする。
- 5 購入したまめバスチョロQについては、初期不良が認められる場合を除き、返品は不可とする。

(販売上の遵守事項)

販売者は、まめバスチョロQを販売する場合、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 販売開始日は令和8年2月16日からとする。
- (2) 販売個数は1人当たり3個までとする。
- (3) 申込後、市から送付された納付書により、指定された期日までに指定金融機関へ納付する。
- (4) 野田市及び野田市のコミュニティバス「まめバス」の信用又は品位の失墜、イメージを損なう行為及びそのおそれがある表現を用いてはならない。
- (5) 販売価格以下の価格で販売すること。
- (6) 販売店において、チラシや案内等を作成しチョロQの文言を使用する場合には、【©TOMY 「チョロQ」は株式会社タカラトミーの登録商標です。】の一文を掲載すること。
- (7) 販売店において、キャンペーン等「商品紹介」以外の目的でチラシ等を個別作成する場合、(株)タカラトミー本社ライセンス事業部へ報告等すること。

(手数料の支払)

- 1 販売者は、この仕様書に定める方法によりまめバスチョロQを販売した場合には、この仕様書に定める手数料を市に請求するものとする。

2 市は前項の定めにより手数料の適法な請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に手数料を販売者に支払うものとする。

(販売終了の報告等)

まめバスチョロQの販売を終了した販売者は、速やかに交通政策室へ連絡し、後日完了報告書を提出するものとする。

(販売期間後の取扱い)

販売期間後に売れ残った物は販売者が引きとるものとする。また、この場合において(販売上の遵守事項)の(4)から(7)を準用するものとする。

(販売資格の取消等)

- 1 市は、販売者がこの仕様書の内容に違反していると認めたときは、販売資格を取消すことができる。
- 2 販売資格の取消しにより販売者等に生じた損害については、市は一切の責任を負わないものとする。

(仕様書外の事項)

この仕様書に定めのない事項又は販売について疑義が生じた事項については、必要に応じて市と販売者で協議して定めるものとする。